

令和 5 年度 武蔵野市一般廃棄物処理実施計画の 主な変更点について

【第 4 一般廃棄物の排出抑制のための方策】

1 「基本理念」について 【P 4】

- ・新基本計画の「ごみゼロを目指して 持続可能なまち「むさしの」へ ～身近なことからみんなで一歩ずつ～」に修正します。

2 「基本方針」について 【P 11-12】

- ・新基本計画の
「リデュース・リユース・リサイクル（3R）の推進」
「市民・市民団体、事業者、行政の連携の推進」
「安全・安心で安定したごみ処理の維持」に修正します。

3 「1 主な施策」について 【P 2】

- ・施策の順序及び内容を、新基本計画の体系に沿ったものにします。
（1 番目に「ごみ・資源物の発生抑制・排出抑制」が来る）

【第 6 特定家庭用機器再商品化法（平成 10 年法律第 97 号）に関する事項】

【第 7 資源の有効な利用の促進に関する法律（平成 3 年法律第 48 号）に関する事項】

- ・「第 9 市では収集及び処理ができない廃棄物」の表に統合します。

【第 8 使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律（平成 24 年法律）

- ・「第 4 一般廃棄物の排出抑制のための方策」の「1 主な施策」の中に、拠点回収の継続について記載します。

【第 9 市では収集及び処理ができない廃棄物】

- ・「第 9」から繰り上がって「第 6」になります
- ・「家庭ごみの処理を著しく困難にするもの又は処理施設の機能に支障が生ずるもの」の表につき、「第 6」・「第 7」の情報を統合するほか、「家庭ごみの処理を著しく困難にするもの又は処理施設の機能に支障が生ずるもの」の内訳を追加します（案は次頁の通り）

【第 10 一般廃棄物処理の実施主体一覧】

- ・「第 10」から繰り上がって「第 7」になります

(参考：市では収集及び処理ができない廃棄物 修正案)

区分	品目例	
有害性のあるもの	殺虫剤、殺菌剤、農薬、ラベルの剥がれている薬品のびん等	
危険性のあるもの	在宅患者の使用済み注射針、消火器等	
引火性のあるもの	プロパンガスボンベ、揮発油、灯油等	
家庭ごみの処理を著しく困難にするもの又は処理施設の機能に支障が生ずるもの	自動車部品等	バイク、バイク・自動車部品、タイヤ(バイク・自動車用)、バッテリー(希硫酸を含む。)
	建築廃材等	建築廃材(瓦、コンクリートブロック、レンガ、設備及び外壁材等)、日曜大工の畳・扉等の建具2枚以上等
	その他	モーター付工具、FRP船、ボウリングの球、耐火金庫、ペンキ、ピアノ、土砂、石、肥料、コンプレッサー、その他冷媒(フロンガス等)が充填された製品
特定家庭用機器再商品化法(平成10年法律第97号)対象製品	テレビ、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機、冷蔵庫、冷凍庫等	
資源の有効な利用の促進に関する法律(平成3年法律第48号)対象製品	デスクトップパソコン本体、ノートブックパソコン、液晶ディスプレイ等	